



2022年9月22日

各 位

会社名 ベイシス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉村 公孝
(コード番号：4068 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 高野 竜介
(TEL 03-5769-2141)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月29日開催予定の第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

適時開示基準を誤認していたため、本件の開示が遅れましたこととお詫び申し上げます。今後は適時開示制度の重要性を鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

記

1. 変更の理由
 - (1) 経営理念
当社は、事業を通じた社会に対する価値創出および提供を行うにあたり、経営理念を定款に盛り込むことで、当社を取り巻く社会および当社の利害関係者とともに、持続可能性のある成長を目指すことを明確化するべく新設するものであります。
 - (2) 本店の所在地
本社機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、本店の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更するものであります。なお、当該規定の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - (3) 株主総会資料に関する電子提供制度の導入
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、変更案第16条(電子提供措置等)を新設するとともに、不要となる現行定款第15条(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除を行うものであります。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。ただし、上記(2)(3)にかかる規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案附則第1条第2条の定めによるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年9月29日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年9月29日（予定）

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4条から第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条から第14条 (条文省略)</p>	<p>(理念) 第3条 当社は、次の理念に基づいて経営する。 <u>(1) MISSION</u> <u>ICTで世の中をもっと便利に</u> <u>(2) VISION</u> <u>Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠な会社に</u> <u>(3) VALUE</u> <u>①Challenge</u> <u>常に挑戦し、成長し続ける</u> <u>②Pride</u> <u>プロフェッショナルとして誇りを持ち、ベストを尽くす</u> <u>③Enjoy</u> <u>自ら楽しみ、関わる全ての人々を笑顔にする</u></p> <p>(本店の所在地) 第4条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第5条から第11条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条から第15条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第16条から第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条から第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条から第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条から第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条から第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条から第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(本店の所在地の変更)</p> <p>第1条 第4条 (本店の所在地) の規定変更は、2022年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「改正法施行日」という。) から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会について、なお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、改正法施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上